

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（伊方発電所第3号機の設計及び工事計画認可申請（原子炉冷却系統施設の主要弁の改造））」【2】
2. 日時：令和4年7月21日 17時20分～19時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）
4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

四国電力株式会社：

原子力部 設備保全グループリーダー※ 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事（認可申請）コメントリスト
- ・資料2 伊方発電所3号機 1次系配管取替え工事に係る設計及び工事計画の認可申請の概要について
- ・資料3 伊方発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書補足説明資料

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子炉規制庁の畠山です。これより、伊方3号機A弁改造に係る設計及び工事計画のヒアリングを開始したいと思います。
0:00:12	こちらは、関失礼しました。僕、企画調査官、鈴木主任審査官、伊藤審査官、畠山の4名で出席しております。本日のヒアリングについては、
0:00:23	1000、先ほどいただいております資料、三種類ですね。
0:00:29	資料1のコメントリストから補足説明資料と内容パワーポイント説明資料、これに基づいて、事実確認を進めたいと考えております。
0:00:39	特段四国電力から説明したい事項がなければ、確認事項に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:00:47	はい。四国電力本店でございます。江藤、特にこちらから申し上げることはございませんのでよろしくお願いいたします。
0:00:55	はい、では、まずは伊藤さんから。
0:01:01	衛藤規制庁イトウです。それでは確認の方を始めさせていただきます。えっとですね、まず、
0:01:10	基本的には本日の資料がそのまま
0:01:18	はい。
0:01:19	はい。原子炉規制庁の土岐です。ちょっとまずすいません進め方からお話をさせていただこうと思います。本日のヒアリングの進め方ですけども、
0:01:29	基本的に審査会合等が
0:01:33	直近で行われる予定として今ちょっと検討しているというところがございますので、
0:01:38	ヒアリング資料についてはですね基本的に、本日は事実確認にとどめたいと考えております。で、資料の修正等は今回の指摘は基本的には行わないと考えております。ちょっと軽微な内容、例えば即時修正できるような誤記修正であったりそういったものについては、
0:01:56	求めるものはありますけども、資料修正、原則としてそれ以上求めない予定です。
0:02:01	四国電力として、まずこの考えだけちょっと共通認識を持ちたいと思いますが、よろしいでしょうか。
0:02:10	はい。職電力本店でございます。その認識で異論ございませんよろしくお願いたします。はい。ありがとうございます。では基本的に事実確認ということで、今回口頭で基本5、ご説明いただく形になるかと思ます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:24	その前提として、尾藤さんお願いします。瀬戸イトウです。先ほど畠山の方から申し上げた軽微な修正というところで1点。
0:02:35	確認なんですけども、今回いただいている資料ナンバーだと資料2のパワポについてですね、このパワポのタイトルなんですけれども、
0:02:48	今一次系配管取替工事に係る
0:02:53	認可先生というふうに書いてあって、今回の認可先生は、
0:03:00	設工認ガイドの言い方だと、改造ですね、元の改造なので、位置付け弁編改造工事に係る
0:03:10	というような書き方に、書き方がふさわしいのではないかと思います、そこはいかがですか。
0:03:25	四国電力本店イトウです。ご指摘の通りと思いますのでそのような形で資料タイトルの方を修正させていただきたいと思います。はい。規制庁井藤です。それではこの部分については審査会合の資料の時に修正版として衛藤、
0:03:43	てもらえればと思います。はい。
0:03:48	はい。
0:03:49	当資料全体としての主、修正すべき点は以上とさせていただきます。以降は基本的に事実確認で、資料修正求めるものではございません。
0:04:00	ではコメントリストの一番の方からちょっと順に確認を進めたいと思います。
0:04:06	まず一番のところ、今回、弁箱弁ぶたの最初厚さの取り方の考え方について補足説明資料の、
0:04:16	下のページでいう4ページのところで使用寸法の取り方をちょっとまずうご説明いただいたものかと思います。
0:04:24	金。
0:04:25	伊井風
0:04:28	として、改造申請なされているもののほか、戸部藤通り付で出されております届け出の方にも、
0:04:36	便が別途申請があったかと思えます。
0:04:40	浦さん、PCVの452のABですね。
0:04:43	ちょっと確認をさせていただきたいのは、今回改造するとしている3VCi075ABの改造、届け出の方はこれ改造しないとして、主要寸法変わっていない。この、
0:04:58	主要寸法変わってない側の山森宇井の方は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:02	どのような理由で変更が生じなかったのかの理由のご説明をお願いいたします。
0:05:19	町電力キムラでございます。届け出は4号にBについては、要目表に記載の衛藤現場来弁豚等の主要寸法の変更前と変更後で、
0:05:33	変更がないというところで、改造には当たらない別表における、権利施設の改造には当たらないというところで、届け出手続きをさせていただいて、
0:05:46	おります。今回の井谷香川につきましては、
0:05:50	要目表の記載値としまして、変更を後というところで変更が生じ、要目表の記載の変更が生じてますので、
0:05:59	現施設の改造レベルの改造に該当するということで認可の手続きをさせていただいているというところです。
0:06:06	以上です。原子力成長ハタケヤマです。ちょっとこちらとして確認をしたい趣旨は今回、補足説明資料の4ページのところで、
0:06:16	辨野。
0:06:17	ちょっとここ取りかえてからスマートとりあえず取りかえにあたって、最初、
0:06:22	肉厚部位選定の考え方、メーカー製作時の管理方法を変更したことからとありますけども、
0:06:29	これは、なぜこの弁だけ変更されていて、もう一つの届け出側の弁を変更されなかったのか説明をいただきたいものです。ご説明のほどお願いいたします。
0:06:45	四国電力本店イトウでございます。ご質問の件に関しましては今回この認可範囲でお出ししている3VSI07号AB、
0:06:57	あと、届け出範囲で出している3PCV452エビについては製作メーカーが異なるメーカーでございます。届け出出しているPCV4号につきましては、
0:07:08	当初の考え方と、車管理方法が変わっていないことから、変更は主要先方の変更はなくて、届け出の方での申請とさせていただいております。
0:07:21	原子炉規制庁畠山です。製作メーカーによって計測箇所が異なるということでしょうか。今、継続箇所と申し上げましたが、補足説明資料4ページで言うところの、
0:07:35	マスキングされている半位かなこれは、
0:07:39	青色の矢印と、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	黄色の赤色の矢印があるかと思えます。
0:07:45	この
0:07:46	矢印の部分でいうと、届け出の方はどちらの矢印で、
0:07:52	なされていますか。
0:07:54	継続運営どう値を出していますか。
0:07:59	中国電力本店イトウでございます。届け出の方で提出している弁は、今回のベントは弁自体の構造が異なっておりまして、今回認可で出しているこちら逆止弁、逆止め弁でございますけども、
0:08:14	届け出から出しているものについては、統括逃がし弁となっております、その構造自体が、と違っておりますので、今回のこの矢印での比較というのは、
0:08:24	できがたいかなと考えております。
0:08:31	原子炉規制庁畠山です。今のご説明というのは、
0:08:36	この
0:08:38	文言上で今書かれていいる中便物厚さというものが、
0:08:43	075ABとしては、
0:08:46	メイン豚と現場来組み合わせた状態における系外の境界を耐圧部分とし、
0:08:54	理由ところ、
0:08:56	そもそも当たらないということですか。
0:09:19	省力本店でございます少々お時間いただきます。
0:10:08	四国電力本店イトウでございます。今回お出ししている資料に照らしてご回答させていただきますと、どこ。
0:10:17	届け出側のPCV4号につきましても、あと今回と同じような、
0:10:22	考え方、ベンダー団体での殺処分を肉厚箇所として設定しております。ですので、こちらは変更の必要がなかったということになります。以上です。
0:10:41	原子力規制庁ハタケヤマです。ちょっと理解が追いつかなかったんですけどもこの4ページのところの、どこと一致されているとお話がありましたか。
0:10:52	一段落目か、これに対し以降の話なのか、どっちと一致しているから変更はないとお話されましたか。
0:10:59	蘇武電力本店イトウでございます。2段落目これに対し、以降で書いております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:07	藤米豚の内圧を受ける範囲黄色マーキングから、藪田単体での蓋外面を耐圧部分とし、そのうち最も薄くなる箇所を最小肉厚部位として、
0:11:18	向こうに記載しているところの内容と合致しておる、おります。以上です。
0:11:25	原子炉規制庁畠山です。承知いたしました。従前の建設工認ですかねこれは、
0:11:33	今、現存している。
0:11:36	弁。
0:11:37	別に届け出側の弁は、
0:11:40	もともと、
0:11:42	これに対して2段落目の考え方を、
0:11:45	持っていて、その設計に基づいてさ。
0:11:49	製作設計していたものと同じもの、考え方で取りかえるということなので、届け出ということで、理解はしました。で、
0:11:59	弁箱厚さにおいても、これはどのように、この資料に基づけばどのように読み取るのか。
0:12:06	ご説明お願いします。
0:12:14	少し確認の時間をください。
0:12:17	はい。お願いします。
0:13:07	四国電力本店イトウでございます。
0:13:10	あと原爆熱田に関しましても、今回この資料に記載しておる日ポツンに記載しております。後半の内容と、逃し弁については、
0:13:21	考え方が合致しているというところでございます。
0:13:27	原子力規制庁畠山です。今のお話は今回は、メーカー設計値に政策上の公差を考慮した上で最も薄くなる数値を選定したとある考え方が、従前から行われていたので変更がなかったとご説明があったと理解してよろしいですか。
0:13:45	ご認識の通りでございます。はい、理解できましてありがとうございます。
0:13:49	では次の質問にちょっと移りたいと思います。同じページでございますけども、弁の主要寸法について、今回メーカーが異なることによって、
0:14:01	その主要寸法の取り方、考え方がちょっと変わりましたということのご説明をいただいていたかと思うんですけども、
0:14:12	これわあ、
0:14:13	例えばその、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:15	お手元に設工認ガイドがあれば、その中で、主要寸法の例というものが、
0:14:22	後ろの方、主要寸法になりますかね、ちょっとお待ちください。
0:14:27	設工認ガイドの参考 1 のところに、
0:14:31	Cを寸法 0 として、
0:14:34	共通機器、主要弁っていうのが示されているかと思います。この中で、どのような
0:14:41	寸法の取り方を取るのかっていう例示が出されているかと思いますがでも、
0:14:45	この考え方とは一致するか一致しないか。
0:14:49	或いはそのここで一致しないとした場合、例えば、
0:14:53	設計建設規格、
0:14:56	等、何か公共的に示されている規格と一致するのかとそういった意味で、何か、
0:15:04	どのように、
0:15:05	使用寸法の取り方を選定したのかっていう、ちょっとご説明をいただけますでしょうか。
0:15:14	四国電力本店イトウでございます。今、
0:15:20	ご指導いただきました工認ガイドに載っている共通基金の主要弁の寸法の取り方と基本的に合致しております。
0:15:27	以上です。
0:15:32	原子力規制庁ハタケヤマ今基本的におっしゃられたのはちょっと具体的にどう維持するのかご説明いただけますか。
0:15:46	四国電力本店イトウでございます。
0:15:49	藤。
0:15:49	すいませんちょっと言葉が不適切だった部分があるんですけどもこの共通機器の使用ベーンに記載されている、あと 6 個の弁箱の厚さ、
0:15:59	あとは能面負担のやつだ、これと合致しております。
0:16:04	以上です。
0:16:08	原子力規制庁ハタケヤマです。例えばはのりでいうと、
0:16:14	連ばこの暑さはどちらかというと、ぱっと見ですけども、
0:16:20	昔の従前の青色の矢印の計測箇所を測っているようにも見えるんですけども、
0:16:28	一致しているという考え方は、具体的にどう解釈をされてご説明いただきましたか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:57	大澤さんお時間ください。
0:16:59	拝承しました。
0:19:11	四国電力本店イトウでございます。
0:19:14	あと先ほどのご質問の件ですけども、例えば、ハの弁ぶたの厚さの参考のところに例示されてる図示。
0:19:22	に対して今回の上ぶたの厚さの寸法取ってる箇所ですけども、
0:19:27	あと、主要なぶざぶ、主周鍋ぶたの厚さというところで、このガイドにはこの図が示されてございますけども、今回の弁についても、
0:19:38	今回の逆止弁については弁ぶたの厚さを取るとしたときに、今回線を引っ張った補足説明資料の中で、図の中で赤い矢印で引っ張っている部分、
0:19:49	学校の主要な弁ぶたの中で最も薄くなる部分というところで、この箇所を選定をしております。
0:19:56	以上です。
0:19:58	木山です。今のお考えは、例えばメーカーが変わることによって取り方が変わるものなのでしょうか。
0:20:06	ちょっとその確認をしたいんですけども。
0:20:14	蘇武電力本店イトウでございます。なんか、すいません先ほど冒頭で加圧器逃し弁の話が出たときに、メーカーが違うからと、ちょっと言っちゃいましたけども、基本的にメーカーがか。
0:20:26	ルール変わっても変更されるものではなくて、構造物として最も薄いところを取りに行くと、そういう設定の仕方をしてございます。
0:20:37	原子力規制庁ハタケヤマです。構造物として、も打つ居所ってところをまず検討されているってことは理解はしました。で、
0:20:48	それわあ、まずお考えとして理解しつつ、考えが、建設時と今回でいうと、
0:20:56	今書かれている。
0:20:59	黄色マーキングから、マーキング分の
0:21:02	耐圧部分を見ていたのが、黄色から緑のマーキング分と、さらに厳しく、
0:21:10	考えを改めていてその関係上値が変わったもの。
0:21:15	ですかね、まずちょっとお考えとしてはそう理解しました新しいでしょうか。
0:21:22	とご認識の通りでございます。はい。原子炉規制庁島山です。まずお考え理解はしました。で、そのお考えが、例えば、
0:21:33	規格類、少なくともガイド上では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:36	そのお考えの根拠となる部分は、書いてはないかなと思いますが、
0:21:42	そういうレーダーは、例えば数名であったり、何、どのようなところを、
0:21:48	をもって今お考えを、
0:21:51	示されているのか、規格に載っている話なのかちょっとそこをご説明ください。
0:21:59	中国電力本店イトウでございます。
0:22:02	規格を用いてご説明させていただきますと、設計建設企画規格の解説の中に、
0:22:09	弁箱弁ぶたの厚さのとり方というところがございまして、その中では、弁の入口流路内径やネック部内径により求まる主要部分の厚さを指したものの。
0:22:21	というような記載がございます。
0:22:23	ここで例えば、弁箱の場合だと、解析加工部っていうのは、この選定の対象には入れないというふうに、設計建設規格の中で書かれておりまして、
0:22:33	主要な部分から、熱田測定をする部分を選定するところを掘り所に今回のような設定の方法で設定してございます。
0:22:42	原子力規制庁タカマツ今野掘り所としているというお話はどのページに書かれているかすみませんがちょっと設計建設規格のページ、或いは規格番号ですれちょっとご説明いただけますか。
0:23:11	四国電力本店イトウでございます。
0:23:13	設計建設規格の中の解説ページ、下のページ番号で申し上げますと、安易のか、I-解説 7-9、
0:23:23	こちらに、
0:23:24	と、1 項に規定する現場コマツたは、溶接開先確保分については考慮する必要がない、この表現が記載してございましてここを指しております。
0:23:48	原子力規制庁ハタケヤマです。今のお話は、どちらかと主要弁へと、
0:23:55	設工認ガイドでいうとこの炉の現場この厚さの備考で今 11 と書かれていて、その注 1 と書かれている弁のこの厚さについては、
0:24:06	設計建設規格で規定される最小厚さとするというものの、最小厚さというものに、開先加工部について考慮する必要はないという説明があったという。
0:24:17	この 5 回、5 解説をいただいたものですかね。今、お話は、
0:24:24	四国電力伊藤です。ご認識の通りです。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:28	その上で、弁ふたの厚さについてはどのように読まれているのか、今回大きく変わっている部分で弁。
0:24:37	負担の厚さだと思いますけどもそれはどのように、
0:24:42	読まれてますか。
0:24:51	少々お時間ください。
0:24:55	はい、お願いします。
0:27:19	職電力本店イトウでございます。
0:27:25	あと先ほどの戸部部多田の説明でございますけども、設計建設規格の下のページで、I-7-4、
0:27:34	VB3210、弁箱またはベンター、こちらの方に記載がございまして、あと次のページに跨るんですけども、I-7-5の、
0:27:45	ところで、
0:27:48	ここでは強度に対して必要な厚さの記載がございまして。
0:27:54	原爆またはベントの計算上実は夏だというのを強度で求めていきますけども、
0:27:59	ここで求められるように、強度上必要な厚さというものがございましてそれに対してそれ以上の厚さを確保することが必要となってきます。そうなったときに、溶け厚さとして計測しに行くのは、
0:28:11	構造物の最も薄い部分を図るべきと、そういうふうな考えで、今回のような、
0:28:17	測定部位を選定してございます。
0:28:19	以上です。
0:28:33	下山規制庁ハタケヤマです。今お話のI74から5に向けての場所で、
0:28:41	今、DB3210分、弁箱または弁豚というところで、
0:28:48	Pの部分ですかねこれが現場コマ多弁ふたの質計算上必要な厚さとして規定がされてますと、で、
0:28:59	この場合において最小肉厚する場所を取らなければならないということは、
0:29:06	どう読み取るのか、パッと今、
0:29:10	具体的な、
0:29:12	説明がそれじゃなかったんですけども、ちょっとこれ過去とかも含めて確認をしたいんですけども。
0:29:18	ここで言ってる計算上必要な厚さというのは、
0:29:21	今ご説明いただいたように、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:24	弁ふたの内圧を切る範囲から全部単体での弁外面を耐圧部分として、それをもっと薄くなる箇所を最終肉厚部位として、
0:29:36	非常に記載しているという考え方、これは、例えば、
0:29:40	今回の設計建設規格ですね、これを用いる場合はその考え方は変わらないということでしょうか。
0:29:46	それとも、物によって変えているんですか。
0:29:51	四国電力伊藤です。考え方は変わります。設計建設規格を用いる以上考え方は変わりません。
0:29:58	以上です。
0:29:59	はい。これって新規制の段階で、DBは、
0:30:04	フクイ 501 を使ってたかなと思うんですけども、SAの評価のときは、
0:30:10	新規建設規格を使ってませんでしたっけ、その場合で考え方変わって、
0:30:16	出ませんか。
0:30:18	青色の
0:30:19	いわゆる従前の、
0:30:22	肉厚とかで評価してませんか。
0:30:40	遅く電力運転等でございます。新規制基準の施行の際には、設備は、S N登録ございませんで、変更もございませんので、当評価というものはお示ししてございません。
0:30:53	そうですね。ごめんなさい。正確でしょうか。今してないんですね。等々ということとは、
0:30:59	そっか。
0:31:02	了解です。
0:31:07	ちょっとお待ちください。
0:31:29	原子炉規制庁竹山です。衛藤。
0:31:32	ちょっと確認をさせていただきます、
0:31:35	引き続き確認させていただきます。
0:31:38	衛藤。
0:31:39	今のご説明であれば、今数名の規格を用いる以上は、
0:31:45	今回の
0:31:48	4 ページの、これに対し、移行の考え方ですね。
0:31:55	黄色マーキングからマーキングを耐圧部分とし、最も薄くなる箇所を要目上に記載するという考え方は、
0:32:02	他の弁であっても、考え方は変わらない。
0:32:07	と理解をしましたが、それでよろしいですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:13	はい、ご理解の通りです。それは、
0:32:16	例えばメーカー変わろうとも、当四国電力の品質の範囲として、
0:32:26	安めの 50 江藤ウメキ設計建設規格を用いる場合はこの
0:32:32	後段の考え方。
0:32:37	告示後も理事従前の場合は、
0:32:40	前段の設計建設時の考え方と置き換えるんですかね、ちょっとそこは、
0:32:46	どの場合は、
0:32:47	どうしてるのかよくわからなくて、ちょっとどう変わっていったの、そのメ ルクマールちょっとご説明お願いします。
0:33:01	四国電力伊藤ですすみませんもう一度ご質問お願いします。
0:33:09	日についてハタケヤマです。
0:33:11	今回の現物暑さ継続箇所建設時においては、
0:33:18	従前の、
0:33:21	黄色から青の
0:33:23	継続箇所を取られたと思います。これは、
0:33:27	昔の告示 501 の時の、
0:33:31	考え方であって、5 時 501 の時は、
0:33:34	この青い色矢印、黄色のマーキングからマーキングの取り方をしていま すと。
0:33:42	で、設計建設規格に置き換わったときに、この赤色矢印、黄色から緑色 の、
0:33:52	継続箇所が変わっている。
0:33:56	ということでよろしいですか。
0:34:35	四国電力の木村です。
0:34:38	国Gから設計建設規格に変わったので取り方を変えたというよりは、そ のまま衛藤最小の厚さを要目表に記載すると。
0:34:50	いう、その考え方は変わってないんですけど
0:34:55	取り方として、何をもって最初、
0:34:58	厚さとしますかというところの、については先ほどの規格上も細かくは決 まっていなくて、計算上必要な厚さ以上の
0:35:09	弁蓋を設けるといのが規格上の要求になってますので、ですので記 載するものとして最初、の箇所というのはどこかと。
0:35:23	いうところの考え方を今回、より厳しいといいますが、当間弁蓋の単体と してより厳しいところを選定してそれを記載したと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:35	いうところで、規格が変わったので取り方が変わったというと、根井のではないと。
0:35:43	いうふうに考えてます。
0:35:47	はい。ハタケヤマ原子炉規制庁畠山です。
0:35:51	衛藤。
0:35:53	お考えとしては承知しました。その上、
0:35:57	企画の方にもこの
0:36:00	必要最初月へと。
0:36:03	Pですから、計算上必要な厚さっていうものが、厳密にどう取りなさいってというのは、ズシンは特段、私もぱっと見た限りなさそうですよ。うん。そこは企画上ない。
0:36:14	厳密な規定はないって理解は、
0:36:18	同じですかね。
0:36:19	ちょっとあるのであればちょっとここですっていうのが示せるものがあればお願いします。
0:36:26	四国電力の木村ですこちら、こちらも同じ認識でして
0:36:31	何か計算上必要な厚さ以上の蓋を設けなさいというのがあるんですけど、どこを測りなさいというところまでは規格常務と具体的な図面等での記載はないという認識です。
0:36:54	はい。原子炉規制庁畠山です。常置しました。
0:36:59	さはさりながら、今後、例えば、四国電力として弁を取りかえなければならぬいい案件があったとする。
0:37:09	仮にするのであれば、四国電力の品質保証上として、この、今お話いただいた考えは他の弁。
0:37:16	鳥飼においても、
0:37:18	今後ずっと踏襲されていくと理解すればいいか、要はその弁ごとによって考え方がぶれないですかという点で言うと、ぶれないで理解よろしいですかね。
0:37:34	四国電力の木村です。そのご認識でございません。
0:37:40	はい。まず説明としては理解しました。現場弁ぶたの話は私は以上です 他、
0:37:48	規制庁側からありますか。
0:37:56	ちょっと少々お待ちください。
0:40:51	衛藤規制庁、伊藤です。
0:40:56	今日いただいた説明は大体理解したつもりではいるんですけども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:01	今回の弁スターの厚さとか原爆アサノハタリ方というのは設工認ガイドとも一致しているし、土岐カクウとも一致している一致という言い方は、
0:41:15	衛藤。
0:41:17	正確なですけど一致していたただその規格で細かい厚さの決め方、ここはかかりますみたいなどころまでは書いてないのでそこは、
0:41:31	四国電力の品質保証、出野衛藤。
0:41:37	考え方がありますよというところで理解しました。ちょっと一つ確認したいのは
0:41:43	今回建設時から、
0:41:47	測るところっていうんですかね、下の図で言えば、
0:41:53	青から赤に変わりますよと。それはおそらく
0:41:59	2007年の075cを取りかえた時も、と同じ考え方で、
0:42:06	すみません、この考え方が変わったのはどういう理由で変わったんですかね。
0:42:44	四国電力の木村でございます。
0:42:47	弁蓋の厚さについては、先ほどもご説明しましたけどもより弁蓋の単体として、考えた時に一番薄いところを下、
0:42:59	記載してそれに対して強度評価を行う方が良いだろうというところの理由で、今回考え方を変えたというところが、理由になるかなと思ってございます。
0:43:13	弁箱厚さにつきましても、
0:43:18	実際にその弁箱のその寸法をに対しても実際、それに駒小公差等を考慮した、薄くなる学んで実際の現場の寸法を記載する。
0:43:31	方が実際に
0:43:34	検査を行うにあたってこの暑さを図って、それ以上であるというところ。
0:43:40	確認するというところがありますけれども、そういう検査を行うにあたって、その設計上の必要な厚さっていうのは従前機等建設時は書いておりましたけれども、
0:43:52	今回実際の弁の寸法、
0:43:55	に対して読む表に記載するとし、言ういうふうに直したことで検査においても、
0:44:01	確認がよりやりやすいというふうになりますのでそういう観点で、
0:44:10	4キロへの寸法の記載値っていうのを、
0:44:14	見直しというところが理由になるかなというふうに考えてます。
0:44:20	はい規制庁の井藤です。そう。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:44:23	実施しました。
0:44:25	理由とか経緯って言ったらかわったんですかね。特に企画がどう変わったからみたいなそういうことではなく、なくて、とそそういうのとは別に
0:44:37	考え方の見直しが行われたという理解でよろしいですか。
0:45:07	はい、曝気セトイトウです。承知しました。
0:45:13	衛藤、理由というか、経緯と言った方がよかったですかね経緯としては特にその規格が、
0:45:21	変わったからとかそういう、
0:45:24	のがきっかけではなくてそういうのとは別に考え方の見直しが行われたという、そういう理解でよろしいでしょうか。
0:45:36	四国電力木村です。ご認識の通りです。
0:45:39	はい装置しました。私から、この点は以上です。
0:45:50	はい、原子力規制庁ハタケヤマです。
0:45:54	まず、今お話いただいた考え方自身は、お話を聞く形で、理解はある程度、
0:46:03	できたかなと思いつつ、今回ヒアリングでは資料修正、次の会合までに求めるものではございませんけれども、
0:46:14	介護後において、四国電力の方で説明を充実化すべきだなと判断したもののについては、会合後、適切
0:46:23	な検討を踏まえてちょっと主姿勢と、また今後のヒアリングを見据えていただければと思いますちょっと補足です。少なくともその変遷であったり、
0:46:34	今後の弁の考え方として、
0:46:37	これが建設時のやり方をとるとか、今回の取り方をとるっていうののぶれがあるものではなくて、今後、
0:46:46	すでに見直された考え方であって、今後、
0:46:50	継続箇所が、
0:46:52	メーカーだったり、
0:46:57	人によって変わるものでもない。
0:46:59	というところですね、そこは重要だと思いますので、そういったものは、今日口頭ではお話は聞きましたけども、今後の修正の
0:47:10	のす等の一つとしてちょっとご検討いただければと思います。次の会合では修正求めません。以上です。
0:47:25	じゃ次いきますね。
0:47:28	ナンバー2 ですね、コメントリストの

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:47:31	コメントリストNoには、
0:47:34	私はありませんがよろしいですかね皆さん。はい。
0:47:37	難波には特段ありません。
0:47:41	衛藤ナンバー3 についてですかね次はNo. 3 は、
0:47:46	規制庁側として、確か、
0:47:51	資料補足説明資料 33 ページ、まずお開きをお願いします。
0:48:04	お手元に設工認ガイドもありましたが 13 ページをお開きをお願いします。
0:48:18	よろしいですかね。
0:48:24	はい。
0:48:25	今回、補足説明した 33 ページで、
0:48:29	主要弁として、括弧SAとして、
0:48:34	申請対象となる設備として、加圧器逃がし弁と主蒸気隔離弁を挙げて いますけれども、
0:48:41	この当該弁は、設工認ガイドの 13 ページで言うところのbポツの使用弁 ですかね、下のcの安全弁及び逃がし弁ではない。
0:48:52	と理解すればいいんですか、ちょっとこれは。
0:48:54	強いかなと思ったんですけども。
0:48:57	これはちょっとご説明いただけますか。
0:49:05	四国電力伊藤でございます。
0:49:07	ガイドから選定されるものとしては、
0:49:11	ガイドのbポツ主要弁として選定されるものとしましては、
0:49:15	年置き逃し弁のみ、そのガイド外から設定をしたものが、
0:49:23	加圧器逃し弁と主隔離弁この二つの弁をガイドの外からの選定で選定 しております。以上です。これって主要弁でしたっけ。
0:49:37	四国電力伊藤です。先ほどの時にこのように設定しておると確認してお ります。
0:49:45	はい。ここは、ごめんなさいちょっとちゃんと確認しなかったら申し訳ない んすけども、Cポツの安全弁及び逃がし弁ではないってことですね。
0:49:57	ご認識の通りです。理解しましたちょっと引き継ぎ確認はします。
0:50:05	その次、設工認ガイド 13 ページの中で、bポツ、主要弁。
0:50:12	とあるかと思えます。で、
0:50:14	今夏補足のほうで抽出されているのは、
0:50:18	2 ポツ、
0:50:19	そして、かつ、設工認ガイド抽出されてるのは、
0:50:23	原子炉冷却材圧力バウンダリ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:27	あごめんなさい失礼しました。
0:50:29	加圧水型原子炉施設数の主蒸気逃がし弁括弧。
0:50:34	ロッカー。
0:50:35	2条2項14号のSAとして最終的な熱の逃がし場を輸送する設備として機能するもの、これがイトウですということをおっしゃっているかと思えますので、
0:50:46	ほう素のCで、
0:50:48	バウンダリーの隔離弁と、
0:50:50	原子炉非常停止信号または工学的安全施設等起動信号により直接作動する自動操作弁、これは対象外です。
0:51:02	と言うことだと思うんですけども、
0:51:04	対象外としている整理を、
0:51:07	お聞かせいただけますか。
0:51:20	四国電力、伊藤でございます。
0:51:23	衛藤。
0:51:24	外部記載の
0:51:26	費用辨野。
0:51:27	1行目のところ原子炉冷却材圧カバウンダリの隔離弁で2行目そのまま続きまして、
0:51:33	原子炉非常停止信号またはこちらのこの二つの括弧の記載につきましては、デービー設備に対して、該当するというふうに認識をしてございます再稼働のときにそのような整理で、
0:51:46	設備として設定するのは、今回、資料にも記載しております及び以降の加圧水型元発電用原子炉施設の書記逃し弁、こちらのみが該当すると再稼働の時に整理をしてございます。
0:51:58	原子力政治はてます。今、DBのみであるということの判断の根拠ってというのはどのように判断をなされたんでしょうか。
0:52:10	新規制のタイミングで判断しているものだと思いますけども、この新規制時において、この範囲はDBだけだという判断があったその根拠の方のご説明をお願いします。
0:52:48	四国電力の方で少しお時間いただきます。
0:52:51	はい。
0:57:30	四国電力運天イトウです。長らくお待たせしました。
0:57:33	このこちらの工認ガイドの記載から読み取るSA設備ですけども、あと、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:39	前二つの括弧原子力圧力バウンダリの隔離弁とその次の原子炉非常停止後また工学的安全施設と、
0:57:47	もうこの二つの確保については、このガイドの中で明確にSA設備という断言がございませんので、こちらはSA、そちらを明確に読み取れないというところで、
0:57:58	及びの後ろの部分でこちらに関して関しましては、SA設備という表現が主明記されてございますので、こちらのみから抽出していると。
0:58:08	いうふうな整理を当時行っていたものでございます。性悪説ハタケヤマです。それ一の御説明は、
0:58:16	ちょっと、
0:58:17	基金とかガイドの中で、
0:58:20	SAで文言がないから、DBだけだっているのは、そのDBだけでってところは全く読み取れないと考えて、まず思っております。
0:58:31	一番最後の加圧水型原子炉施設の主蒸気逃がし弁のところは、いずれとして機能を有するものっていうところが、ここは限っているものだと思いますけども、
0:58:41	ただ、後ろの方は別にDBだろうがSAだろうが、何かしら設備を限定してるものじゃないですね、他の設備においても、
0:58:52	SAとか限ってなかったらDBだけだっている説明をしているものではないと思っております。なのでその説明はちょっと、
0:59:01	適正なものではないかなと。まず、施設工認がいろいろちょっと拠り所にできないとまずは思います。
0:59:10	で、
0:59:14	ここの中でお話をいただかなければならない明確な部分は、この当該弁が、
0:59:21	まず、SAとして、
0:59:25	必要な機能をそもそも有さないのか、例えば、技術基準規則でいう、60条とか、
0:59:32	高圧人給水として機能を、
0:59:36	持っているか持っていないかという観点で、
0:59:41	当時何かしらの判断により、
0:59:45	当該弁はSAとしての機能を有さないとしたの。
0:59:51	かとは思いつつ、その説明をちょっと明確にいただきたいものです。その御説明として、
1:00:00	どのようにご判断があったのかご説明いただきたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:00:47	四国電力の木村です。
1:00:50	SAとしましては今回の弁はSA時のその中の流路としては使用しますが、 けれども、例えばその原子炉冷却材圧力バウンダリのその隔離弁としての、
1:01:02	機能はSA時には
1:01:06	期待しないものというふうに考えております。また、
1:01:12	以上、提示信号をまたより直接渡せば自動操作弁っていうところにも、
1:01:18	この記載があり、今年度もありますけれどもそもそもの自動操作弁というものにも該当しませんので、
1:01:25	ですのでSAとしてはこの主要弁。
1:01:30	に記載し、主要弁に定義される隔離弁であつたり自動操作弁としての機能は、
1:01:38	訂正としては要求がないというところで、
1:01:41	今先ほどの時にそういうふうに、このような整理で、SAとしては、SAの主要弁ではなくTBのみの主要弁として、
1:01:51	手続きをしたものというふうに認識してございます。
1:02:02	原子力規制庁ハタ秋山です。今のご説明のある程度は、聞きおきつつ、理解も半分質なんですけども、この辺は、
1:02:14	SA時においては、何らかしらその弁としての流路イトウ除いて、
1:02:21	機能、それ以外の機能は、
1:02:24	にも有していないと。
1:02:27	いうご説明がまずあったものと理解しました。
1:02:34	で、
1:02:37	そうですね、この辺は、基本的にSA時は、何らか操作もしないと理解していいですよ。ちょっとその事実確認だけさせてください。政治は何も操作をしない。
1:02:49	動的なその、
1:02:51	機能としては何も求めるものではない。
1:02:54	ちょっとその確認をお願いします。
1:02:56	四国電力の木村です。今回の弁につきましては逆止弁ですので、Kブーマ弁で言う上流がある下流側の、
1:03:06	の方が圧力が高い時に隔離弁としての機能を発揮するというものでございますので、マスとか何か操作をするというのではなくって、
1:03:19	注入するときには、流路として、弁が開状態になって注入ができると。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:25	いうところの機能を思っているものですので何か操作をするものではないという認識です。
1:03:34	はい。原子炉規制庁だけは操作するものでないって形落ちました。
1:03:40	ちょっとお待ちください。
1:03:44	ちょっといろいろ話をイトウさんと、
1:03:47	規制庁井藤です。先ほどの説明でSA時に、流路になるという話があったんですけれども、ここのところの生理学をちょっと知りたくてですね、
1:04:00	この流路になる弁についてはSA設備として、
1:04:08	見なくてよいというそういう整理は、何か補足説明資料か何かだと当時のですね。
1:04:16	資料か何かを書いてあるものですか。
1:04:25	四国電力の木村です。当時再稼働時のにもそのような整理をしたものはないと認識しておりますけれども、その工認ガイドの
1:04:36	定義、工認ガイドとあとは審査の中で追加になった先ほどの主蒸気隔離弁であったり加圧器逃し弁であったりということに、今回の
1:04:46	逆止弁は該当しないというところで
1:04:52	市審査としても、
1:04:55	SAとしての審査ではなくて、DBのみの審査をいただくというところで再稼働時もそういうふうに整理したものというふうに認識しています。
1:05:15	規制庁伊藤です。ご説明は聞きつつ、ちょっと確認なんですけれども、33 ページ。
1:05:25	補足、今回の補足説明資料の 33 ページで、
1:05:30	まとめのところで、なお、当該弁は構造及び強度の観点から、重大事故等時における温度圧力条件下においても系統機能に影響はないと。
1:05:41	いう記載があるんですけれども、すいませんここの部分というのは、新規規制時の審査の
1:05:49	一環で確認されていることですか、ちょっとそこをまず確認したいです。
1:06:02	不足電力運転イトウでございます。鳥栖新規性基準の審査の中で確認している項目ではございません。
1:06:17	はい。
1:06:18	セイトウです。はいわかりました。ちなみにこのSA時の条件下でも影響はないですよというのは、何か資料、
1:06:29	何かの資料に書かれているものですかね。具体的内容が、
1:06:41	色電力本店イトウです。この公認資料、補足説明資料を含めた購入資料では、と書いてるところはございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:52	規制庁伊藤です。そ、
1:06:56	これもちなみになんですけどこの構造強度の観点から、というのは、何かしら評価をされてるとは思うんですけどそれは何か。
1:07:06	どう、どのタイミングで評価してるんですかね。
1:07:13	四国電力伊藤です。今回のこの工事を行うにあたって、メーカー等の調達の中でそういった確認行為を行っているものでございます。
1:07:28	セイトウです。はいそれは、つまり、
1:07:33	FAジニ一流路となるものであるからこういう確認も必要ですよということを確認したということですか。
1:07:44	はい、ご認識の通りです。
1:07:50	セイトウです。少々お待ちください。
1:08:12	原子力規制庁ハタケヤマです。今ご説明の中で基準上の要求ではない、
1:08:18	と。
1:08:19	ということで、例えば今回の申請でもそうですし新規制の中でも、
1:08:25	SAとしての機能影響がない旨ってのは説明はなされていないものだと思っております。その状態においてこのなお書きってというのは適切なのかどうかってのはちょっと別途、
1:08:37	話はあるのかなと思うんですけども。
1:08:40	これわあ、どんな動き書かれている意図っていうのもちょっとご説明いただけますか。
1:08:49	足年6イトウでございます。
1:08:51	この書きを記載させていただいた経緯としましては、前回のヒアリングの際に、再稼働時のところの弁の登録の仕方、選定の方法について、
1:09:02	資料を起こしますというところでお話をさせていただいた。
1:09:07	ところからになるんですけども、その際に流路としてはもちろんここを通るよねというお話もございましたので、そちらについても確認をしているという、
1:09:18	意味で、なお書きを記載させていただきました。ただ、おっしゃられるように審査の対象としては、
1:09:25	審査していただく部分ではございませんので、そういう意味では工認資料んこに関する資料としては、伊佐伊井がなく、ないもの、なくても良いのかなと。今ご指摘を踏まえて、そう考えております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:39	原子炉規制庁畠山です。ちょっと流量の考えについては新規制基準のときとどのような整理をしますかというところで、まずお伺いをしているところだとは認識しておりますけども、
1:09:51	基本的にこちらとして確認をすべき範囲というのは基準で求められることに対してどのように、
1:09:57	申請がなされて、審査をするのかという観点でございますので、
1:10:04	今四国電力として、
1:10:06	審査範囲のことについて影響がないとご説明をされたとしてもちょっとこちらとしても確認のしようもない話かなというのが、まず思うところですので、
1:10:18	今回のこの説明においてはまずその、今四国電力のご説明としては、流路となるところ、SA時に裕度なる部分でこの当該弁においては、SAとしての説明は不要ですと。
1:10:32	対象外ですとおっしゃられているものなので、対象外であるならば対象外である理由ですね、こういったことの根拠をもって、対象外であるという説明を、
1:10:47	していたのか、新規性主、或いは、
1:10:50	どのように考えていたのかというところの観点でのご説明に注力いただきたいものです。
1:10:57	認識は理解いただけますでしょうか。
1:11:03	四国電力伊藤です。はい。先ほどご説明させていただいたような、SAとしての機能を期待していないから対象外だというような旨を説明すべきだということで理解しました。
1:11:15	はい。それを共通理解とした上で、今回の流路においては、どのような説明になるんですけどももう一度ご説明いただけますか。
1:11:26	これはSAでないという説明をいただいているものだと思いますけども、その具体的根拠のほどお願いします。
1:11:34	色電力等でございます。改めてご説明させ、差し上げます。今回の弁は、逆止弁でございます、デービーの中で圧力バウンダリとして機能を期待する弁でございます。
1:11:47	SAの際には、この弁の機能というものには期待をしてございませんで、SEの裁量として中に流体流れるものの機能を期待するものではないとそういう整理でSAとしての登録をしてございませんで。
1:12:01	原子炉規制庁の武山です。例えばですけど、弁がこれがSA時に、逆止弁としての都合がは損なわれている、要は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:13	ツーツーの場合においても、
1:12:15	SAとしての機能としては何ら影響はない。
1:12:19	というその弁の機能としてのご説明いただいたものですかね今のは、
1:12:25	四国電力伊藤です。ご認識の通りです。
1:12:28	はい、承知しました。
1:12:31	うちの中で原子炉規制庁の中で追加の質問等ありますか。
1:12:39	多分今は、弁の逆止弁としての機能の御説明かなと思いつつ、その流路っていう観点で、
1:12:46	よろしいですか。
1:12:48	新規制時においてその流路も含めてその弁の機能として、
1:12:53	まず見るべき範囲というのを整理をした上で、
1:13:00	今のご説明に至ったものかなと思うので、今の説明は、まずはお伺いをさせてしつつ引き続きちょっと新規制も含めて確認を続けるということで、
1:13:10	進めていければなと思います。
1:13:13	新規制の考えですので事務的に、今後も確認をさせていただきます。
1:13:18	この辺はよろしいでしょうか原子炉規制庁の
1:13:21	よろしいですね。はい、じゃあ、次の確認事項に移りたいと思いますナンバー4番ですかね、33条1項1号の適用の要否について、お願いします。
1:13:35	衛藤規制庁の伊藤です。33条のところについてなんですけれども、今回コメントリストで回答
1:13:46	もらっているところろう、
1:13:49	なんですけれどもちょっと、
1:13:54	よくわからないところで、届け出のときのヒアリングでは、一次冷却材の
1:14:03	流路の境界となっているところ、
1:14:07	は33条1項1号がイトウですよという説明を聞いたと認識してるんですけど、
1:14:16	で、
1:14:17	だからこそ加圧器逃し弁、452のAとBも1個1号の対象ですよという、
1:14:27	ことだったかなと理解しているんですが、ちょっと改めて、
1:14:32	確認なんですけど
1:14:35	今回の逆止弁がたい対象外というのは、数届け出の時の説明。
1:14:42	食い違ってるような気がするんですけども、そうではないのでしょうか、ちょっとご説明お願いします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:54	四国電力の木村です。こちらのコメントをリストの方に記載させていただいておりますけど、あくまで
1:15:04	33 条の第 1 項の第 1 号っていうのが該当するのは、メインの流路 1 冷却材の主幹の部分が主に該当するということでございます。
1:15:18	ですと、とは言いつつもその主幹に直接接続している分岐管、
1:15:25	については、一部 1 冷却材のその主幹に流れる
1:15:30	流体というところが入ってくる範囲になってきますので、メーカー上のその設計としましても、
1:15:40	一次冷却系統としての設計がなされているということもありますのでそのメインの主幹に直接接続しているような、
1:15:52	ところについては、この
1:15:58	1 例や、33 条 1 項の
1:16:02	該当条文として記載をしてございます。で、一方今回の
1:16:08	認可便につきましてはその主幹に直接アベと繋がっているというものでもございませし、設計を行う上でも、
1:16:18	弁名称としましてもSIというふうに記載しておりますけども安全注入系統としての機能、
1:16:25	求めるというところで
1:16:30	今回の主市政の一次冷却材の主幹に直接接続するものでもなく、
1:16:39	ないというところで、33 条 1 項には該当しないというふうに今整理しておりますこちらにつきましては、要目表、
1:16:47	上も野間設備区分としましてもそのような、
1:16:51	整理になっているのでこちらとも整合するものというふうに考えております。
1:17:00	力説をイトウです。ご説明ありがとうございます。確かに要目表上の設備区分はそうな、
1:17:11	ではいるんですけども、ちょっと、
1:17:14	もう一度確認したいんですけども、加圧器逃し弁は対象で、今回の逆止弁が対象じゃないと言うのはどういう違いがあつてそうになっているんですか。
1:18:00	電力間で少しお時間いただきます。
1:19:15	四国電力の木村です。届け出範囲のその加圧器から、3 ページ分 452 から 4 号にBという配管の部分。
1:19:27	につきましてはこの 1 冷却材の循環設備いいというふうに

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:34	SA業務教授の設備部もそういうふうになっておりまして今回届け出側の加圧器逃し弁、につきましては主の。
1:19:47	1例下が循環設備に接続されているものというところで、
1:19:52	こちらについても、
1:19:54	循環設備というところで、手続きをさせていた届け出側でも、手続きをさせていただいたものというふうを考えておりますのでそこが、
1:20:06	違うのかなというふうに考えてます。
1:20:11	規制庁伊藤です。すいません今のご説明は加圧器から加圧器逃し弁までの間は主幹であるという説明ですか。
1:20:55	当然義務、四国電力まで少しお時間いただければと思います。
1:21:02	設備等で承知しました。
1:25:36	某四国電力のキムラですと、
1:25:38	後、ご質問いただいているのはその衛藤 33 条に該当するかというところが、その 33 条 1 項の、
1:25:48	うちの 11 号に、
1:25:54	届け出側の支弁が、該当するかどうかというご質問ということでよろしいでしょうか。はい。規制庁伊藤です。まず届け出の時にこちらが、
1:26:08	はい。
1:26:11	明セトイトウです。まずこちらの認識は届け出の時に 33 条 1 項 1 号の、
1:26:20	1 号が適用される設備は何ですかというふうに聞いたときに、この加圧器逃し弁も対象ですと。
1:26:29	いうふうに聞いたと認識しております。
1:26:34	で、今回それ、
1:26:36	に対して、今回の認可先生の逆止弁のところについては、
1:26:42	適用外であるとしているところについてその理由を聞いているものです。
1:27:30	直電力のキムラです。かつ逃がし弁のところと、今回のその逆、逆止弁のところの整理の違いというところについてはちょっと
1:27:42	ちょっと整理させていただいてご説明させていただくというところでよろしいでしょうか。
1:27:48	はい。規制庁伊藤です。承知しました。それからですねちょっとさっき先ほど逆止弁のところと安全注入系統としての機能を持たせ、
1:28:01	てルート言ったような、この辺りがあったように思うんですけども、ちょっとその機能っていうのは何でしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:21	四国電力の木村です。そちらにつきましては
1:28:27	安全注入系の流路をの一つとして今、その弁が、
1:28:33	入ってきますので
1:28:38	注入するアンリュウの一つとして、安全注入系として設計がされている というところでございます。
1:28:55	原子力成長島山です。今の御説明というのは、弁としての機能で、その 流路の機能として説明がある、その 32 条の
1:29:05	5、2 号、2 項 1 号 2 号ですかね。
1:29:09	この
1:29:10	A棟、
1:29:12	非常用炉心冷却設備としての、
1:29:14	機能を果たすための流路として、
1:29:18	機能を持っているということですか、ちょっとその御説明を充実化いただ けると。
1:29:31	四国電力の木村です。衛藤。
1:29:33	おっしゃっていただいた通り 32 条の方の非常心冷却設備、
1:29:38	の流路として使用する。
1:29:41	産まないというところで
1:29:46	今回の答弁につきましても、32 条、
1:29:51	に対する審査をいただくというところで
1:29:56	審査対象条文とさせていただいているものです。
1:30:02	季節をイトウです。
1:30:05	とりあえず説明としては承知しました。ちょっとここ、こちらとしては 32 条 に該当する。
1:30:14	カラー33 条 1 項 1 号は違いますという説明は、まずそれは、
1:30:24	そういう説明をされ方だと成り立たないかなと思っていて別に両方該当 してもいいはずなので、
1:30:31	これ、そもそも逆止弁って逆向きに流れるのを止める弁ですよねという ところもあって、はい。で、その 33 条のところについては、また整理して 説明いただけるということなので、はいその点をお願いします。
1:30:58	庄野伊吹です。承知いたしました。
1:31:01	はい。それからですねすいませんちょっと時間が大分経ってしまってい て始まるのが遅かったところはあるんですけども、6 時 50 分で、
1:31:12	このまま続けても問題ないでしょうか。
1:31:21	ホールディングの木村です。続けさせていただければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:25	規制庁伊藤です。承知しました。それでは次の項目に移りたいと思います。
1:31:34	次がですねコメントリストでいうとNo. 5 の関連で、
1:31:40	添付資料のところですね、ここ、私からは単純に点書きぶりの話だけなんですけれども、
1:31:51	補足説明資料でいうと、9 ページですかね、9 ページの、
1:31:59	流体振動または
1:32:01	温度変動による損傷の防止に関する説明書の理由の欄で、
1:32:08	ここで円柱状構造物の有無について説明が必要であるということが書いてあるんですけれども、ここ、これは流体振動の
1:32:19	関連での記載だと認識しています。
1:32:25	温度変動の方も同じように何か等について説明が必要であるためという理由の記載が、
1:32:35	並びとしてはいるのかなと思うんですけれども、ここに加えてもらうことは可能でしょうか。
1:32:48	原子力規制庁ちょっとすみません、まずちょっと書かないかの前に、ここに円柱状構造物だけを書かれた意図についてまず四国電力からご説明いただけますかその上で、
1:32:59	そこについて衛藤。
1:33:02	温度変動の話も同じような理由をいえるということであれば、
1:33:08	なぜ書かれていないのでしょうかっていう話になるかと思うんですけれども、まず、四国電力として、ここに円柱状構造物だけ書かれている理由のことをご説明お願いします。
1:33:27	四国電力の木村です。
1:33:33	羽田野当間高サイクル熱疲労に関する評価につきましては配管の形状を、等によりそういう
1:33:47	とすべき、評価すべき範囲があるかというところを、まず確認するというのが、配管の交錯熱疲労に関する評価というところ。
1:33:59	になってくるのかなというふうな、
1:34:03	含めてまして今回はもう弁のみの申請になりますので、
1:34:08	そもそも、その配管形状というところ、
1:34:14	切りというところの話にはならないのかなというふうにも考えてます一方この円柱状構造物というところにつきましては経営と、
1:34:25	形状とか、っていうところではなくてそもそも構造物の有無、
1:34:30	というところであるかないかというところで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:35	まず判断が入って評価が必要かどうかというところが、
1:34:42	評価必要かというところが間違ってくるのかなというふうに考えてます。 ですので
1:34:47	今回につきましてはこの円柱状の構造物、
1:34:51	のがないことというところの説明がまず必要なのかなというところで、こ ちらを今記載させていただいているものです。
1:35:00	西尾規制庁ハタケヤマです。確認なんですけれども、今回、はい。
1:35:07	高サイクル熱疲労に関する評価は、
1:35:10	弁に、
1:35:12	の改造であるから、要は肺癌の取り回しの変更とかではないから、
1:35:19	対象外である旨は明らかである。
1:35:23	他方、円柱状構造物は、配管内に円柱状構造物を設置しているかどう かの確認が必要です。
1:35:32	どっちも主語は配管かなと思うんですけど、
1:35:36	便宜においては、これ、どのように確認されるんですかね。
1:35:52	当四国電力のキムラです確か仕事して配管内にっていうふうに記載は ありますけれども、1 冷却材の
1:36:02	が内包する範囲の弁というところにはなりますので、その辺の
1:36:08	申請範囲の弁の中にそういう、
1:36:14	延長上の構造物がないかというところは、確認が必要なのかなという ところで、この円柱状構造物の
1:36:23	整理ではないことを確認したというところを記載しているというところでご ざいます。
1:36:32	正統イトウです。すいません今申請書の資料 7 を見ているんですけれ ども、ここだと、明らかに配管内円柱状構造物というふうに書いて、
1:36:44	あるんですけれども、何か今の説明だと、弁の中に円柱状構造物があ るかというあたりを説明されてたような気がするんですけど。
1:36:54	すいませんちょっとそももうちょっと
1:37:02	ここに先生、
1:37:03	先生それ書いてあることと違うような気がするんですが、いかがでしょ うか。
1:37:37	四国電力木村です少しお時間いただいたらと思います。
1:37:41	施設イトウです。承知しますと、
1:39:02	四国電力の木村です。衛藤。
1:39:05	資料 7 のところの配管の円柱構造物の流

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:10	雪、振動評価に関する記載につきましては
1:39:17	配管内に円柱状構造物を設置している場合、
1:39:21	流れによる流体力及び利益差励起される。
1:39:26	振動による円柱状構造物への影響を評価するが、
1:39:31	申請範囲、何で今回の弁につきましては
1:39:36	評価対象となる半配管内円柱状構造物が設置されていないため、
1:39:41	このすめの適用範囲及び対象に該当せず、評価は不要であると。
1:39:49	というふうにしておりますので今回の申請範囲に、そのような円柱状構造物は設置されていないというふうな記載案で四、五としましては申請範囲にはあって、
1:40:01	いうところの記載、になるのかなというふうに考えてます。
1:40:07	はい規制庁イトウですそうすると0ですから弁の中にた仮に円柱状構造物があった場合それも配管内円柱状構造物と呼ぶというそういうことですかね。
1:40:32	四国電力の木村です。
1:40:35	規格の名称につきましては配管内柱状構造物の評価というふうになりますんで
1:40:44	まず、江藤、そういうことはないとは思いますがけれども、
1:40:48	評価すべき当間一条構造物がもしあれば、やはり評価が発生するのかなというふうに考えてます。
1:40:58	ただしやはり当間弁に対してそのような、
1:41:02	例えばマーケ計装用の
1:41:07	降下物。
1:41:09	みたいなものが設置されることはないので基本的には、弁についてはそういう、一応構造物がないないというのが評価結果になろうかとは思ってます。
1:41:25	排気セットイトウですそこは大丈夫ですそれで、
1:41:31	ごめんなさい3ポツのルール流力振動評価と、4ポツの高サイクル熱疲労に関する評価と二つ並んでいて、
1:41:43	今回の補足説明資料の理由欄には、流力振動流体先導の方、
1:41:52	のミイ。
1:41:53	書けばよしとしている理由がちょっとまだよくわかってないんですけどしかも7月14日時点の補足説明資料だと、温度振動、
1:42:06	の話しか載ってきてないってちょっと違う感があるんですけども、もう一度説明していただけますか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:32	四国電力の木村です。
1:43:36	ご指摘いただきました通り
1:43:40	この延長上構造物にちょっと
1:43:43	の確認のためだけに
1:43:46	この
1:43:47	NPO7 というところをつけているという説明は
1:43:51	よりは
1:43:53	若干、高サイクル熱疲労に関する評価も含めて、
1:43:57	そういう評価対象がないというところをご説明するために、
1:44:03	現地の名をつけてという説明の方が適切かなというふうに考えますので ちょっとそちらについては、記載をちょっと
1:44:10	また充実させてさせていただければと思います。
1:44:16	規制庁伊藤です。方針について承知しました。はい。
1:44:31	原子炉規制庁畠山です。では次の確認事項に移りたいと思います。耐 震性能説明書ですね。
1:44:40	衛藤。
1:44:41	今回機能維持評価の話として、既工認と同じであることを、補足説明資 料の方でまとめていただいたかなと思います。ページで言うと、
1:44:53	34 ページですかね。
1:44:56	耐震性に関する補足説明についての中で、
1:45:00	機能維持評価というものが、山人梁モデルを用いた機器の地震応答解 析で算出した弁取付位置の応答速度と、
1:45:10	書いてある通りですね。
1:45:14	まずその大まかな流れは理解できました再稼働購入の 13-12 の方に おいても、書かれている通り、
1:45:22	3次元はりモデルを行われているものと理解しつつ、
1:45:26	この 13-12 のところで、
1:45:32	と、
1:45:34	ちょっとお待ちください。なお書きですね、必要に応じて 3次元はりモデ ルを用いて評価を行い、弁駆動部の機能確認済み加速度を超える場 合よく同意する。
1:45:45	あるかと思いますが、
1:45:49	その必要に応じてっていうのはどのように、必要性を判断されていま すか。
1:46:12	四国電力の村上でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:46:16	この必要に応じてというところでございますが、弁が明らかに剛に取りついている場合、これについてはわざわざ3次元梁モデルで評価する必要はなく、
1:46:30	床等、ほぼ同じ加速度で揺れるということが自明な場合は3次元梁までする必要はないと考えておりますが、きちんと固有値
1:46:44	を出してですね、振動性状を見ないといけない、5では、取りつけ方が5ではないという判断があれば3次元梁で解く必要があると考えております。
1:47:01	原子炉規制庁島山です。まず、必要に応じての話については理解できました。
1:47:10	明らかに評価をする必要性がないものを除けば、すべて暫時はリモデルを用いた評価を行うと。
1:47:16	ということで理解をしました。で、
1:47:20	次に高く運用させていただけるの、これ本当にちょっと理解を、
1:47:25	追いついてないっていうところで、ご教示いただきたいというんですけども。
1:47:30	この内容は、ジャックの4601-1187で言うところの、
1:47:38	ちょっとどのように規定がされているのかっていうところを確認したいんですけども、この6ポツ7ですかね。
1:47:46	ページでいうと、まず、お手元にありますかね10、
1:48:00	四国電力の村上です。お手元でございますのでページ数を教えていただけたらと思います。はい。746、747をちょっとお開きいただきたいんですけども。
1:48:14	この
1:48:16	as及びAクラス機器の地震時機能確認、これが、
1:48:21	このうち2671動的機器っていうのがあって、(5)、次のページですね。
1:48:27	弁。
1:48:28	という項目があると。この中では、
1:48:31	その機能維持の確認は原則として既往の研究で健全性が確認された応答加速度と、弁駆動と加速度の比較をもって行うと。
1:48:40	規定がなされているかと思えます。で、今回、規定、評価されているのはこの規定に基づいて評価をしているものだと思っておりますが、
1:48:52	ちょっとこれは大変読み方がわかってないだけなんですけどこの弁駆動冒頭加速度の比較を持って行うというところが具体的に3次元は今までの用いた評価を用いって、その部分に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:49:04	規格上どうかってするのかっていうところが、
1:49:07	書かれているかどうかの確認をしたいんですけども、どのページに書かれてるかってわかりますでしょうか。
1:49:20	四国電力の村上でございます。事案くうは3部冊に分かれておりまして今ご提示いただきました1987年版のですね、
1:49:30	後に発刊されました1991年版の追補版により詳細な機能維持評価について記載がございます。
1:49:39	今お手元に1991年版がございますでしょうか。
1:49:44	申し訳ございませんちょっと手元に用意してなかったんで、ページ数だけちょっと教えていただいた後程確認します。
1:49:50	はい。そうでしたら303、失礼いたします322ページに、3ポツ、5ポツ、10弁。
1:50:01	という項目がございます。
1:50:03	この中に詳細な弁の機能維持の評価手法について取りまとめで、
1:50:11	規定をされております。
1:50:15	で、今回につきましては、逆止弁でございますので、その後ろの331ページの、
1:50:26	これ、図3ポツ5ポツ10-4に、逆止弁の評価手順のフロー図が載っております。
1:50:36	この中でですね、
1:50:41	フローの中でですね配管系の耐震解析ということで地震応答解析を実施して、弁の応答加速度を算出するようなフローになってございますので、
1:50:54	後程ご確認いただけたらと思います。ありがとうございます原子炉規制庁の竹山です。ちょっと後程確認して今お話いただいたものは新規性と、
1:51:07	同じ整理だろうし、今回においても同じ整理をしている規格に基づいて対応ですということで、まずは理解はしました。ちょっと後程確認をさせていただきます。
1:51:18	その上で、最後にちょっと確認をしたいのが、今回の評価は、新規制においては、失礼しました。今回の、
1:51:29	本当に改造すると言ってる面が、
1:51:32	新規制においては、
1:51:38	代表例の弁しか出ていないので、
1:51:43	前者の評価結果っていうのは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:51:45	申請上見に行っても見えません。ただ、
1:51:49	四国電力として
1:51:53	代表性は、申請書に書いてるもののそれとは別に、
1:51:57	その他のすべての弁について、
1:52:01	も、
1:52:02	評価をなさっていると理解をしていますが、まずこの認識は正しいでしょうか。
1:52:10	四国電力の村上でございます。ご認識の通りでして機能維持評価が必要な部分についてすべて網羅的に評価をした上で、最小裕度部位について再稼働工認と、動的バックフィット工認の方で評価結果を提示しているという状況でございます。
1:52:27	はい。これは動的機器の衛藤動的バックフィット。
1:52:32	の際において、個別に評価はしてなくて、その動的バックフィットのときも、代表例だけでしたっけ。ちょっとそこを確認させてください。
1:52:44	四国電力の村上でございます。同様に、動的バックフィット購入においても、藤代表の辨野三野評価結果を掲載してございます。はい。承知いたしました。
1:52:58	あとはその評価結果っていうのは四国電力の
1:53:02	中で多分お持ちだと思いますので今後の確認において、
1:53:07	場合によっては
1:53:11	現在、
1:53:13	のベンダー。
1:53:14	すでに評価済みの弁の結果、
1:53:18	と。
1:53:19	c今回取りかえた後、
1:53:22	の評価結果ですね、ちょっと比較をするということも、ちょっと今後になりますけどもさせていただければと思っておりますちょっと今の場で求めるものではございませんが今後確認をさせていただきたい。
1:53:34	もの一つかなと思っております。あらかじめ申し上げさせていただきます。
1:53:39	はい。四国電力の村上でございます数値もでございますので、必要に応じて提示させていただきます。はい。お願いいたします。高齢低所の他ありますか。
1:53:53	伊藤さんどうぞ。
1:53:55	規制庁伊藤です。ちょっと今のハタケヤマの、
1:54:00	質問に関連したんですけど

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:54:02	この弁については新規制の時にまず評価をしていて、動的機器のバックフィットの時も評価をしていて、今回も評価をしている。
1:54:16	ということでよろしいですか。
1:54:21	四国電力の村上でございます。基本的にはご理解の通りでございますが、再稼働工認とえば、動的バックフィット工認では、モデルは一緒でございますので、値としては同じでございます。
1:54:38	今回は、工事後の姿を適切に反映してございますので、改めて評価をしたというところでございます。
1:55:02	にしろ規制庁ハタケヤマです。今後の確認にはなるかと思えますけども、今回改めて評価してそれが実態としておそらく周辺の配管とかの、
1:55:15	重さとかと関係するのかなと思えますけども、どういった
1:55:20	評価の違いが出てくるのかっていうところの説明もですね、今後あわせて確認ができればなと思ってますこれも、あらかじめのコメントです。
1:55:38	ここ電力よろしいでしょうか。
1:55:41	失礼いたしました。四国電力の村上でございます。
1:55:46	届け出の時と同様にですね、本剤の交換等で重量変更等もが生じてございまして、それを適切にモデルに反映してございますので、若干数値には変動はございますがほぼほぼ同じ値でございますのでそういったところ、
1:56:03	ところも含めて、ご説明を差し上げた、していけたらと考えております以上です。
1:56:10	はい、原子力正常ハタケヤマです。承知いたしました。またその値がほぼ変わらないということですので、次、どれくらい変わらないのかっていうのは後日確認をさせていただこうと思えます。
1:56:22	原子炉規制庁側他ありますか。
1:56:27	よろしいですかね。はい。
1:56:29	では衛藤、本日、確認すべき事項は以上とさせていただきます。今回は、資料修正に関しては、さっき庄の方に申し上げた通り、
1:56:42	パワーポイント、この部分については、
1:56:46	タイトル修正をいただきたいものでございますけどもその他に関しては、当会合での資料修正会合までの資料修正は、ちょっと求めるものではございません。
1:56:55	四国電力としてよろしいでしょうか。
1:56:59	はい。取得電力本店でございます。承知いたしました。はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:04	宗のほかスケジュール等もまだヒアリング次の会合に踏まえて、お互い準備をするってことだと思いますので、
1:57:13	特段お話することは今はないかなと思いますが、四国電力側として全体として、まず何かありますか、そのスケジュールだったり、今の確認事項の話だったり、
1:57:29	いつやめる。
1:57:34	原子炉規制庁、ちょっとその前に申し訳ないです。
1:57:40	今回資料修正求めるものではないですもう今後の確認としてですねちょっとこちらがコメントしていて四国電力が今後検討しますっていうことになっている内容ですねこれちょっと振り返りとしてちょっとコメントリスト。
1:57:53	確認したいんですけれども、これは、今四国電力はホワイトボード等書かれていますか。もし書かれていれば、読み上げをいただけ
1:58:04	ればと思うんですけども。
1:58:06	はい。四国電力本店でございます。ホワイトボードに記載してございますので読み上げでちょっと共有させていただけたらと思います。よろしいでしょうか。
1:58:15	はい。お願いします。
1:58:17	はい。1点目ですが、弁蓋弁はこの主要寸法の取り方最初に9月の取り方の考え方について、
1:58:27	補足説明資料の充実化を図るところで、考えてございます。
1:58:34	2点目ですけれども33条1項1号の適用につきまして、加圧器逃し弁は該当を今回の3V-SIの07号及びは非該当としていると。
1:58:46	いう考え方の違いについて整理したものをまた改めてご提示をするというところでございます。
1:58:55	もう1点がですね今回取りかえをした弁についての
1:59:03	ごめんなさい衛藤申し訳ありません、ちょっと改めます。4、3点目でございますけれども補足説明資料の9ページの流体振動または温度変動による損傷防止に関する説明書の
1:59:16	理由欄について、流体振動温度変動の両方の観点としての記載をすると、それを充実化するというところでございます。
1:59:30	説明者かわりまして、四国電力の村上でございます。耐震側1点、コメントをいただいている内容を、
1:59:41	コメントいただいている内容でございますが、再稼働工認動的バックフィット工認では本弁については非代表でございましたので、評価結果が載っていないという状況でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:59:54	それを踏まえて、今回の申請している加速度との比較を、
2:00:04	させていただきまして、搭載がない、差異がほとんどないというところの説明性を向上させていただけたらと考えております以上です。
2:00:20	原子力規制庁ハタケヤマです。衛藤。
2:00:23	コメントNo.3 番のところをちょっと見ていただきたいかと思うんですけどもSSBの整理ですね。ここについても、確認等させていただいていたかと思えます。33 ページのところですね。
2:00:36	ここについてもですね、まずこれがなぜSA設備として該当しないのか。
2:00:42	というところの整理からですね、最終的ななお書きで書かれてるところが、今四国電力の説明としては、藤SEに該当しないということ。
2:00:55	その理解だと思しますので、その説明が、このまとめとしても適切かどうかも含めてですね、この 33 ページの修正のほども、
2:01:02	今後検討の範囲かなと思しますので、そのコメントをちょっとう。
2:01:08	も含めて、
2:01:10	またご検討いただければと思います。
2:01:15	食肉本店でございます。SVの 3V-SI-075ABにつきましてSAとしての流路となるというところで、SAとしての審査が不要である、整理になっているかということについて再稼働での考え方を確認していくと。
2:01:31	いうところで認識をしてございますのでそういった内容も含めてですねまた説明内容等について検討を進めていけたらと思っております。
2:01:40	以上です。
2:01:51	原子炉規制庁畠山です。流路かどうかの以前の前に、まずこの設備が、
2:01:59	DBであって、SAではないという整理のところからまずいただきたいかなと。それは工認申請ガイドに記載が、SAと書いてないからという理由ではなくて、
2:02:12	SA機能をこの弁を持っていないからという説明として、具体的にどういう理由をもってそう説明しているのですかっていうところの確認をしたいものですので、
2:02:24	ちょっとまずルールっていうところからスタートすると、ちょっと説明が、
2:02:30	不足するのかなと思しますのでちょっと説明の順番はDBであってSAでない理由から、
2:02:37	まずご説明ください。
2:02:40	はい、四国電力本店でございます。承知いたしましたそのように整理いたします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:02:51	あと原子力センター竹山です。
2:02:56	ここ、今はよろしいさ規制庁は、
2:03:01	ちょっとお待ちください。
2:04:03	原子力成長島山です。まず、確認事項、振り返りとしてはまず良いかな と思っておりますので、今後、
2:04:14	近いうちに会合をするという形になるかと思いますが、今回、事実確認 をした内容を踏まえてですね、
2:04:24	まずは、当四国電力としてもですね、資料修正はないにしても、口頭で の説明ができるようにしていただければなと思っておりますので、
2:04:35	今回確認した内容を踏まえてこちらとしても改めて資料確認し、技術的 議論等がありましたら会合の場で確認を進めていきたいと考えておりま す。四国電力よろしいでしょうか。
2:04:50	はい。四国電力本店でございます。承知いたしました。
2:04:54	はい。伊勢チバはよろしいですかね。
2:05:02	等では、原子力規制庁側からは特段、全体として、特にありません四国 電力から全体通して何かございますでしょうか。
2:05:15	四国電力本店でございます。こちらからも特にございません。はい。で は本日のヒアリングについては、これもちまして終了させていただきます 。本日もありがとうございました。
2:05:26	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。